

# 工事請負契約に係る 設計変更ガイドライン

令和3年4月

播磨町

1	ガイドラインの目的	3
2	設計変更の基本事項	3
	表1 設計図書と見積参考図書の構成	4
3	発注者・受注者の留意事項	5
4	設計変更ができないケース	6
5	設計変更が可能なケース	6
5-1	設計図書が互いに一致しない場合（約款第18条第1項第1号）	7
5-2	設計図書に誤り又は記入漏れがある場合（約款第18条第1項第2号）	8
5-3	設計図書の表示が明確でない場合（約款第18条第1項第3号）	8
5-4	設計図書と実際の工事現場が一致しない場合 （約款第18条第1項第4号）	8
5-5	予期することのできない特別な状態が生じた場合 （約款第18条第1項第5号）	9
5-6	発注者が必要と認め、変更する場合（約款第19条）	9
5-7	工事を一時中止する必要がある場合（約款第20条）	10
5-8	発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合	11
	表2 主な設計変更を行う場合とその根拠条文	13
6	追加工事について	14
7	指定と任意の正しい運用について	14
	別表 施工条件の明示事項とそのポイント	16
	参考 ワンデーレスポンスの実施	22

\*本ガイドラインは、播磨町が発注する土木請負工事を対象としますが、設計変更の基本事項等については、建築工事等他の工種にも適用します。

## 1 ガイドラインの目的

播磨町は、道路、上下水道、河川、公園等の多義にわたる社会資本を整備・維持管理するため、毎年、多くの工事を実施しています。これらの工事は、様々な現地の自然条件や環境条件のもとで建設されるという特殊性を持っています。

発注にあたっては、十分な事前調査や地元調整等を行い、適切に設計を実施するべきですが、それでも、地盤条件、湧水の発生等、当初に予見できない事態が発生し、設計変更をせざるを得ない場合があります。

本ガイドラインは、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正品確法」という。）及び播磨町建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）等を踏まえ、設計変更を行う際の発注者及び受注者双方の留意点や設計変更を行う事例を明示することで、発注者の責務を果たすとともに、契約内容の透明性の向上を図り、設計変更の手續の円滑化を目的としています。

## 2 設計変更の基本事項

### （1）基本原則

設計変更の基本原則として、「設計変更は、当該工事の目的を変更しない範囲で、かつ、やむを得ない場合のみ、これを行うことができる。」とします。

なお、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合は、現に工事中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合に限り、行えるものとします。

また、軽微な変更（変更見込み金額の合計額が請負代金額20%以下の変更）となる工事については、精算（工期末）による変更契約は可能とします。ただし、議決案件は除きます。

### （2）適切な設計変更の重要性

改正品確法の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結」と示されているとともに、発注者の責務として「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が規定されています。

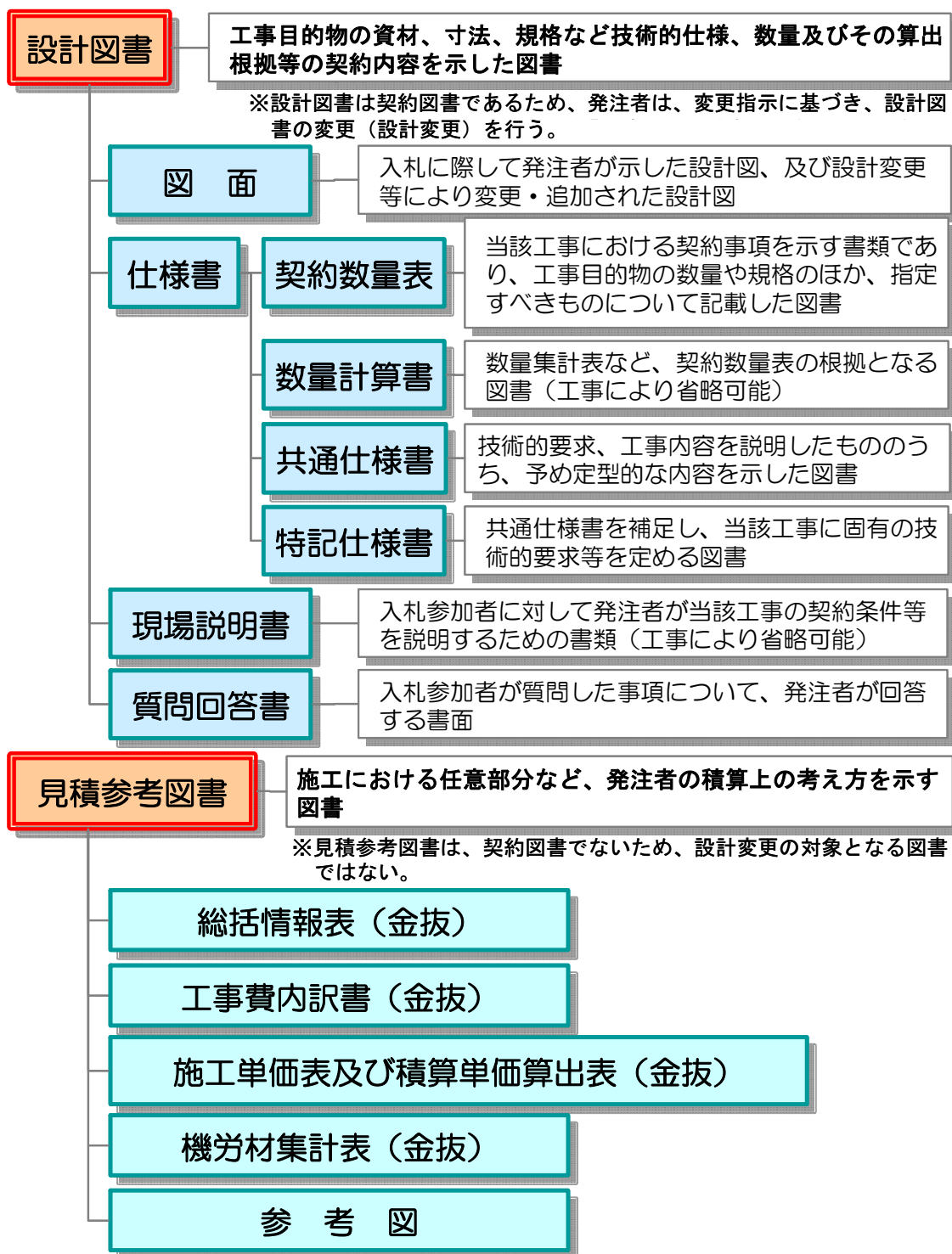
### （3）設計変更に係る決裁

設計変更に係る決裁（変更調書含む。）及び総務Gへの合議は、原則として変更契約日の10日前までに完了することとします。

緊急時等やむを得ない場合においても、速やかに設計変更決裁を行い、円滑な変更契約に努めてください。

(表1) 設計図書と見積参考図書の構成

請負工事は、設計図書に基づき施工するため、工事目的物及び契約条件を示す設計図書を正しく理解することが必要です。



### 3 発注者・受注者の留意事項

#### (1) 発注者の留意事項

請負工事の施工は設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、十分な事前調査や地元調整等を行い、必要な施工条件を明示した設計図書を作成する必要があります。しかし、当初に予見できない事態が発生し、変更の必要がある場合、受注者に対して書面により指示を行わなければなりません。

また、工事目的と関係のない工種の追加や別の工事では施工すべき工種の追加を受注者に対して指示を行ってははいけません。

適切に工事を施工するため、発注者は次の事項に留意しなければなりません。

- ◎ 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等は書面で行う。
- ◎ 受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者の立会いの上、調査を行う（約款第18条第2項）。
- ◎ 設計変更後の請負代金額や工期は、受注者と協議の上、決定する（約款第23条、第24条）。

#### (2) 受注者の留意事項

受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があり、そのため工事の施工にあたって発注者の意図、設計図書、現場条件等を確認する必要があります。

適切に工事を施工するため、受注者は次の事項に留意しなければなりません。

- ◎ 設計図書と工事現場に相違がある、必要な条件明示がされていないなど施工する上で疑問が生じた場合は、速やかに発注者に通知する（約款第18条第1項）。
- ◎ 数量、仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨、発注者と協議を行い、発注者の書面による指示に従い施工する（独自の判断で施工しない。）。

#### 発注者

設計積算にあたっては、別表「施工条件の明示事項とそのポイント」に記載されている工事内容に関係する項目については、条件明示するよう努める。



#### 受注者

工事の着手にあたっては、設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し、進めることが重要である。

## 4 設計変更ができないケース

※原則として設計変更できない事例

- ◎ 設計図書に条件明示のない事項において、発注者との「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- ◎ 発注者と「協議」を行っているが、発注者からの回答前に施工を実施した場合
- ◎ 「承諾」で施工した場合
- ◎ 工事請負契約書、仕様書に定められた所定の手続を経ていない場合
- ◎ 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合

注1 設計図書とは、約款第1条による仕様書、設計書及び図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。なお、契約書及び設計図書が「契約図書」である。

注2 指示とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

注3 承諾とは、契約図書で明示した事項で、受注者が監督員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督員が書面により同意することをいう。

注4 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

## 5 設計変更が可能なケース

次のような場合においては、設計変更が可能です。

- ◎ 仮設において、条件明示の有無にかかわらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合（ただし、所定の手続が必要）
- ◎ 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事に着手できない場合
- ◎ 所定の手続（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
- ◎ 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合

ただし、設計変更・先行指示にあたっては、次の事項に留意して下さい。

◎当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。

◎当該工事での変更の必要性を明確にする。

（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか）を明確にする。）

◎設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく適切に行うものとする。

## 5-1 設計図書が互いに一致しない場合（約款第18条第1項第1号）

設計書、図面、仕様書、共通仕様書及び質疑回答書において、一致しない場合（ただし、これらの優先順位が定められている場合は除く。）

### （1）具体的な事例

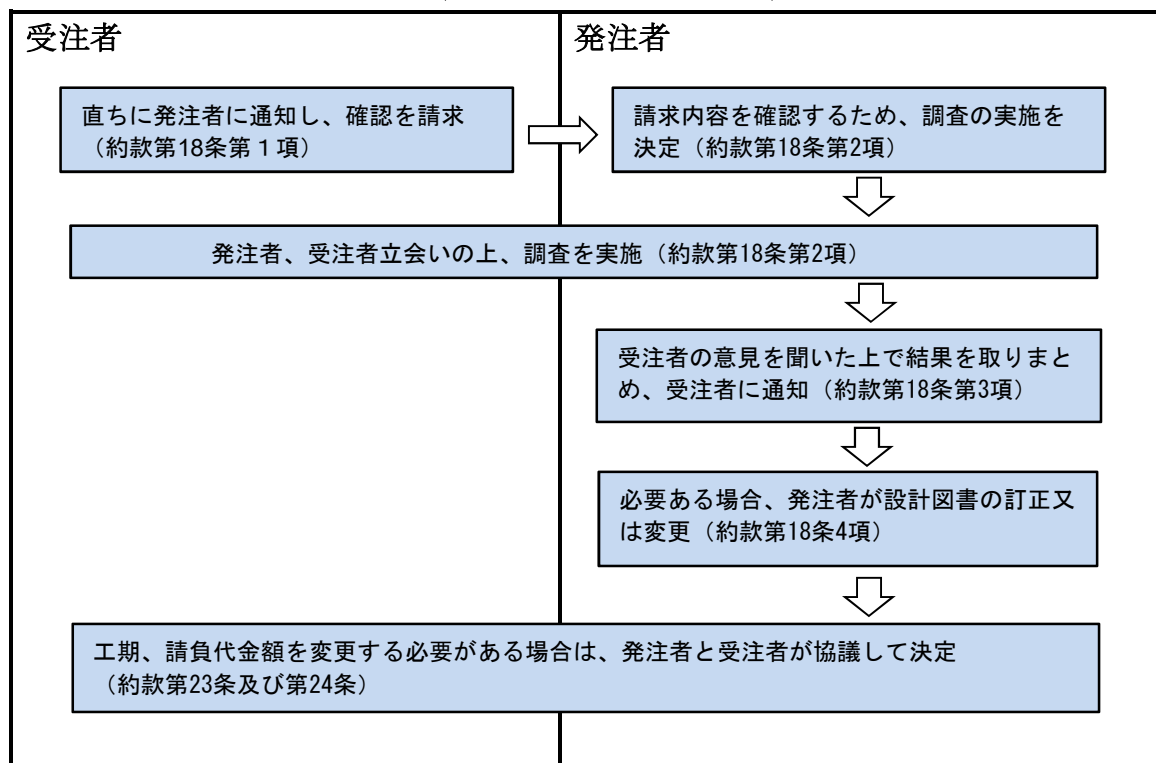
- ◎ 図面と設計書で材料の規格が一致しない。
- ◎ 図面と設計書で構造寸法が一致しない。
- ◎ 図面と設計書で数量が一致しない。

### （2）設計変更を行うまでの手続

設計図書が互いに一致しないことが判明した時点から、設計変更するまでに発注者と受注者が行う手続を図1に示します。

なお、5-2から5-5の場合の手続も5-1の場合の手続と共通です。

図1 設計図書が互いに一致しない場合の手続  
（5-1～5-5共通）



## 5-2 設計図書に誤り又は脱漏がある場合（約款第18条第1項第2号）

### （1）具体的な事例

- ◎ 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、土質に関する一切の条件明示がない。
- ◎ 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、地下水位に関する一切の条件明示がない。
- ◎ 条件明示する必要があるにもかかわらず、交通誘導員についての条件明示がない。

### （2）設計変更を行うまでの手続

図1と同じです。

## 5-3 設計図書の表示が明確でない場合（約款第18条第1項第3号）

### （1）具体的な事例

- ◎ 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確である。
- ◎ 水替工実施の記載はあるが、作業時、常時排水などの運転条件等の明示がない。
- ◎ 使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない（明示が不十分である）。

### （2）設計変更を行うまでの手続

図1と同じです。

## 5-4 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合

（約款第18条第1項第4号）

### （1）具体的な事例

- ◎ 設計図書に明示された土質や地下水位と工事現場の土質や地下水位が一致しない。
- ◎ 設計図書に明示された地下埋設物の位置と工事現場での位置が一致しない。
- ◎ 設計図書に明示された交通誘導員の人数等と規制図が一致しない。
- ◎ 前述の手続により行った設計図書の訂正・変更で現地条件と一致しない。

### （2）設計変更を行うまでの手続

図1と同じです。



## **5-5 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（約款第18条第1項第5号）**

発注者が設計図書において施工条件として定めなかった事項に関して、工事着手後に予期することのできない特別な状態が生じた場合、契約締結や工事施工の前提が大きく変わり、受注者が当初の設計図書どおりに施工することが困難又は不適當であるので、設計変更を行います。

### （1）具体的な事例

- ◎ 工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要になった。
- ◎ 埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった。

### （2）設計変更を行うまでの手続

図1と同じです。

## **5-6 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合（約款第19条）**

発注者は、仕様や施工方法等を十分検討した上で設計図書を作成し工事発注していますが、工事の施工途中において、発注当初の判断を変更せざるを得ない事態が生じることがあります。そのような場合、設計変更を行います。

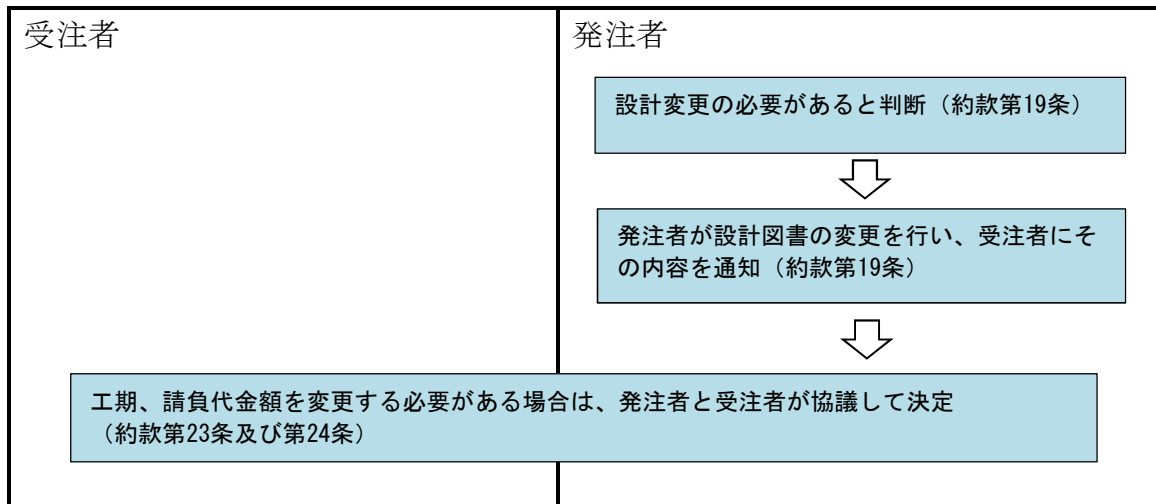
### （1）具体的な事例

- ◎ 地元調整の結果、施工範囲、施工時間、施工日を変更する。
- ◎ 同時に施工する必要がある工種が判明し、その工種を追加する。
- ◎ 施設の維持管理方法が具体化し、施工内容を変更する。
- ◎ 道路（河川、鉄道）等の管理者、電気（ガス）等の事業者、警察、消防署等の協議等により、施工内容の変更、工事の追加をする。
- ◎ 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する。
- ◎ 使用材料を変更する。

(2) 設計変更を行うまでの手続

図2 発注者の都合により設計変更を行う場合の手続

(5-6)



**5-7 工事を一時中止する必要がある場合（約款第20条）**

工事用地等の確保が出来ない等のため又は自然的若しくは人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合は工事を一時中止します。

ここでいう「工事の一時中止」は工事の打切りではありません。また、受注者が工事を施工できないと認められる場合、発注者は工事の全部又は一部の中止を受注者に命じなければなりません。

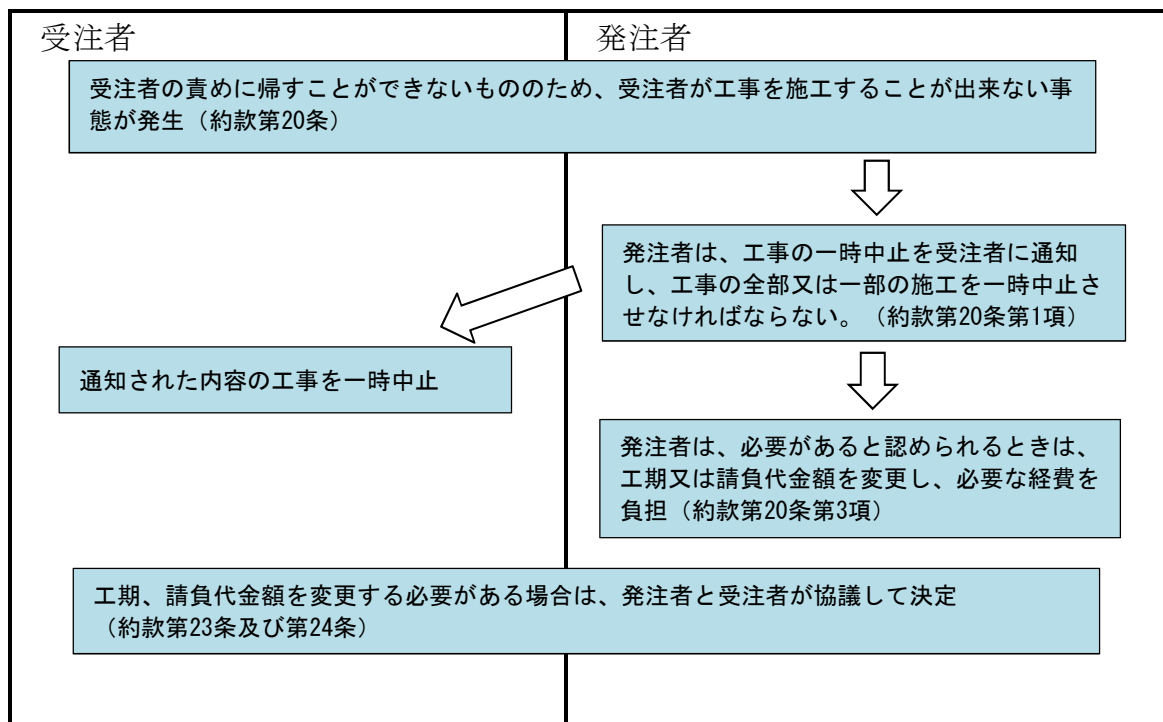
(1) 具体的な事例

- ◎ 工事用地等の確保が行われていない。
- ◎ 設計図書に工事着工時期が定められているが、その期日までに受注者の責によらず施工できない。
- ◎ 道路等の管理者、電気等の事業者、警察等関係機関との協議が終わっていない。
- ◎ 関係機関との協議の結果、施工できない期間が設定された。
- ◎ 自然的又は人為的な事象により工事を施工できない。
- ◎ 受注者の責によらない何らかの事象（地元調整等）が生じた。
- ◎ 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない。
- ◎ 予見できない事態（地中障害物の発見等）が発生した。

- ◎ 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難。
- ◎ 別契約の関連工事の進ちよくが遅れた。

(2) 設計変更を行うまでの手続

図3 工事を一時中止する場合の手続  
(5-7)



**5-8 発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合**

受注者は、5-1から5-5に示した状態が生じた場合、この事実を監督員に通知しなければなりません。また、この後に行う調査について、監督員に対し意見を述べる機会があります。

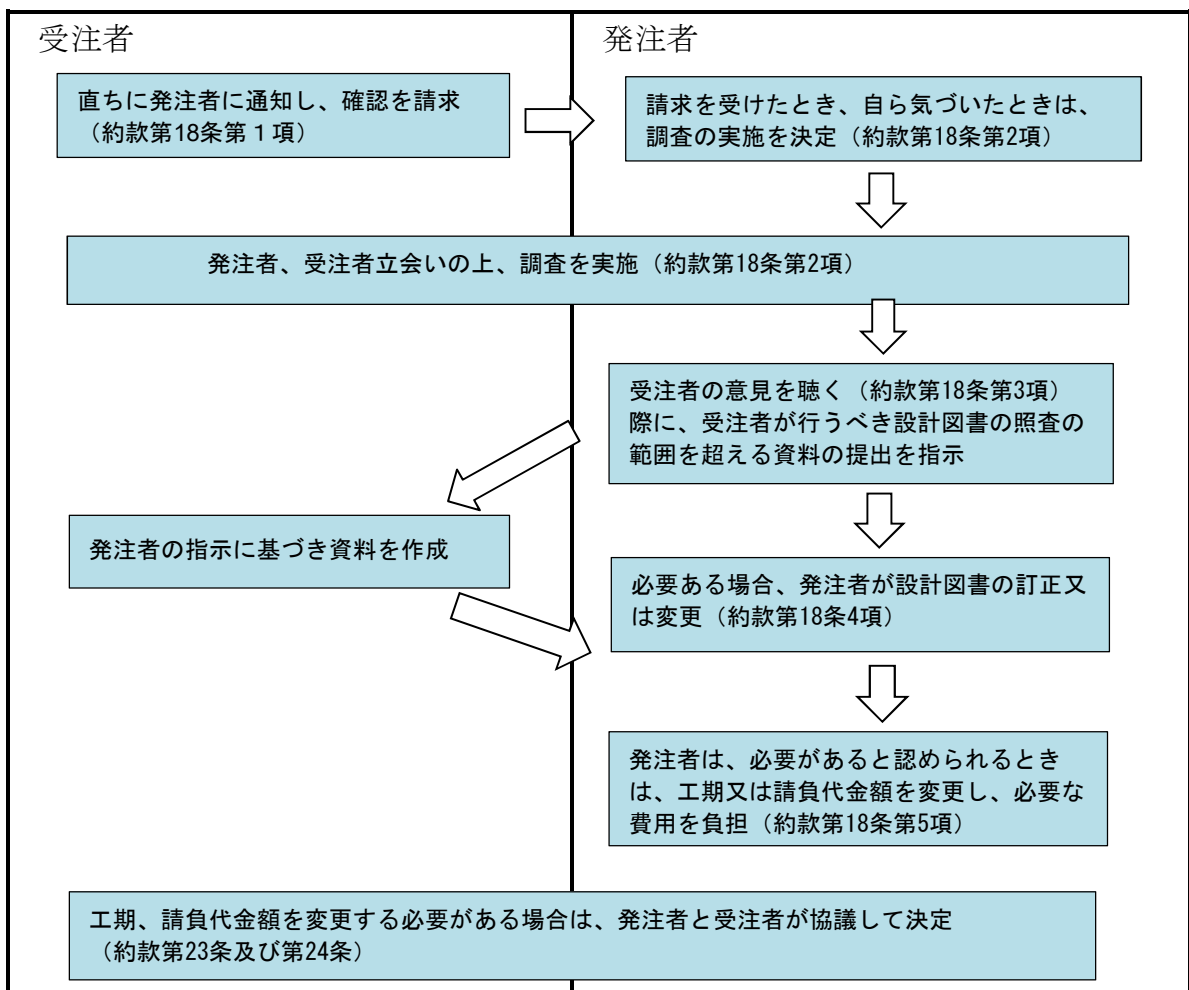
受注者は、これらの通知や意見を書面により行う必要がありますが、この際に受注者が作成すべき資料の範囲（受注者が行う「設計図書の照査」の範囲）を超えるものとして、次のもの等が想定されます。

発注者は、受注者に「設計図書の照査」の範囲を超える設計図書の訂正又は変更を実施させる場合において、必要があると認められる場合は、工期、請負代金額を変更しなければなりません。

- (1) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの
- ◎ 新たな計画の策定が伴う作業
    - i) 現地測量の結果に基づく、新たな横断計画図の作成
    - ii) 構造物のタイプの変更に伴う修正設計 等
  - ◎ 計画変更に伴い発生する付帯作業
    - i) 構造物の位置、計画高さ及び延長の変更に伴う、新たな構造計算の追加
    - ii) 指定した目的物に対する構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合の新たな構造計算や図面の作成
    - iii) 指定した目的物の設計根拠まで遡る見直し 等
  - ◎ 工事目的物の建設とは関連のない作業
    - i) 指定した目的物に対する「設計要領」「各種示方書」等との対比設計  
注) なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとなります。

(2) 設計変更を行うまでの手続

図4 設計図書の照査の範囲を超える指示をした場合の手続  
(5-8)



## 表2 主な設計変更を行う場合とその根拠条文

約款に設計変更を行う場合について規定されています。

設計変更を行う場合	根拠
1 設計図書が互いに一致しない場合（5-1）	約款第18条 第1項第1号
2 設計図書に誤り又は脱漏がある場合（5-2）	約款第18条 第1項第2号
3 設計図書の表示が明確でない場合（5-3）	約款第18条 第1項第3号
4 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（5-4）	約款第18条 第1項第4号
5 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（5-5）	約款第18条 第1項第5号
6 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合（5-6）	約款第19条
7 工事用地等が確保できないため又は受注者の責めに帰すことのできないものにより、受注者が工事を施工できないと認められる（工事を一時中止する必要がある）場合（5-7）	約款第20条 第1項
8 発注者が、受注者が行う「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合（5-8）	

上記以外にも約款では、支給材料及び貸与品（約款第15条）、設計図書に不適合な場合の措置等（約款第17条）などにおいて設計変更する場合があることを規定しています。

しかし、上表にあてはまる場合であっても、設計変更の基本原則の範囲を超える場合は、設計変更により対応することはできません。

また、受注者が発注者の指示を受けずに工事内容を変更して施工するなど、正規の手続を経していない場合も、設計変更により対応することはできません。

## 6 追加工事について

工事内容の変更を行う場合、それに伴う設計変更手続を行いますが、その変更部分が「設計変更の基本原則」を超えるものについては、設計変更手続を行うことはできません。

この場合、当該設計変更部分の工事については、必要に応じて、当初の工事とは別の工事（以下「追加工事」という。）として発注を行います。

この場合でも、工事発注の原則は競争入札であるため、追加工事が必ず随意契約で発注されるものではありません。随意契約により契約を締結する場合は、設計変更の対象となる先行する工事（以下「元工事」という。）がまだ施工中であることを前提に、追加工事が元工事と密接に関連している必要があります。具体的には、原則として、同一工事場所であること、追加工事の履行期限が元工事の工期内であること等が求められます。

## 7 指定・任意の正しい運用

### （1）自主施工の原則

仮設・施工方法その他工事の目的物を完成させるために必要な一切の手段については、その責任の所在を明らかにする必要から、原則として受注者が定めるものとされています。これは「自主施工の原則」とも言われています。

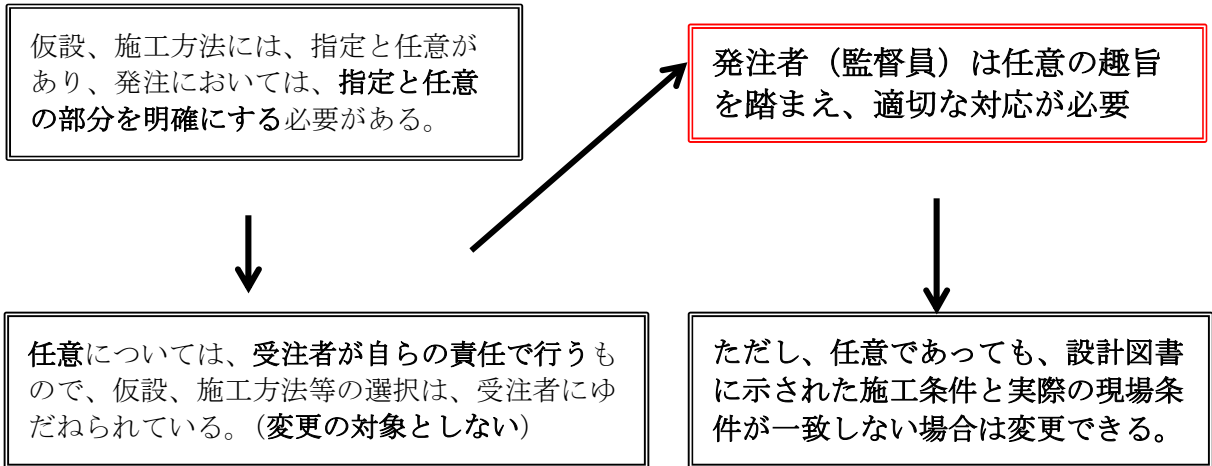
### （2）指定・任意の考え方

指定・任意については約款第1条第3項に基本的な考え方が定められており、適切に扱う必要があります。

◎「指定」については、施工条件として仮設・施工方法等を発注者が予め設計図書に条件として明示する。なお、「指定」以外は、「任意」と言う。

◎「任意」については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行うことから、その仮設・施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。

ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できます。



### [任意における不適切な事例]

- ・標準歩掛ではバックホウで施工となっているので、「クライムシェルでの施工は不可」と対応
- ・新技術の活用について受注者から申出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応

### 「指定」・「任意」の考え方

	指定	任意
設計図書の記載	施工方法について具体的に示す (契約条件として位置づけ)	施工方法について具体的には示さない (契約条件ではないが、参考図として標準的工法を示すことがある)
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書の変更・提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の <u>対象となる</u>	設計変更の <u>対象とならない</u>
当初明示した条件の変更に対応した設計変更	設計変更の <u>対象となる</u>	設計変更の <u>対象となる</u>

## 別表 施工条件の明示事項とそのポイント

明示項目	明示事項	条件明示のポイント
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期	<p>① 先行する工事において他の工事に影響を及ぼす箇所がある場合は、部分的に工期を設定する(対象箇所及び当該箇所の完成期限)</p> <p>② 後発の工事において、他の工事から影響を受ける箇所については、対象箇所及び施工の実施</p>
	2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法	<p>① 当初発注の段階で施工時期、施工時間及び施工方法について、制限の内容が予測できる場合は、その内容</p> <p>② 制限が生じることが予想されるが、具体的な内容が予測できない場合。その年によって制限の内容が変動する場合等においては、当初発注において制限がないことを前提とする旨の明示。この場合には、制限が生じた時には発注者と受注者が別途協議する旨を明示</p>
	3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期	<p>① 協議成立時期が具体的に見込まれる場合は、協議を平行して進めていることを記載するとともに成立見込み時期を明示</p> <p>② 協議の結果、工程等について何らかの制約を受けることが予想される場合は、その内容についてもあらかじめ明示</p> <p>③ 特に協議により試験施工が必要となり、その実施時期又は試験施工の結果、工程に大きな影響を受ける可能性がある場合は、別途協議する旨明示</p>
	4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲	<p>① 施工時期について付された条件を具体的に明示</p> <p>② 他官庁とのトラブルを避け円滑な工事の実施を図るため、不測の事態等により条件を満たさない可能性が生じた場合には監督員への報告、対策についての協議を行う旨明示</p>
	5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期	<p>① 全体工期とともに、余裕工期の終期(実工期の始期)を明示</p> <p>② 余裕工期内には、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない旨明示</p>



	6. 工事着手前に地下埋設物、土壌汚染対策調査及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間	① 期間等について具体的に明示し、埋設物管理者の都合等によりそれが変更になった場合、設計変更協議の対象となる旨明示
	7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数	① 雨天、休日等の日数を明示
用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期	① 用地取得が終了していない範囲を明示するとともに、確保の見込み時期を明示 ② 期日までに用地が取得されない場合においても、他の工事の進捗に支障が生じないよう、受注者があらかじめ工程上の配慮をしておく必要がある旨明示
	2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容	
	3. 工事用仮設道路・資機材置き場用を指定して借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等	
	4. 施工者に消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等	① 使用する土地の位置、範囲を明示。この場合、図面等を用いて、わかりやすく表現することが望ましい ② 仮設ヤードの周辺に立入り防止柵を設置すること等の条件がある場合には、その内容の明示 ③ 受注者が施工計画上の都合により、製作場所を変更する可能性がある場合には、監督員と協議する旨明示
公害関係	1. 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容	① 特定の工種について、施工方法、機械施設、施工時間を指定する場合は、対象となる工種範囲について明らかにしたうえで指定の内容を具体的に明示 ② 発注当初の段階では、施工方法を指定する必要があることが予想されるものの、具体的内容について指定ができない場合は「公害が生じる恐れがある場合には発注者に報告及び協議する」旨を明示 ③ 騒音、振動等の測定を指定する場合は、測定箇所、内容等を明示
	2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、時期	① 防護施設の内容・期間等を具体的に明示

	3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容(処理施設、処理条件等)	① 明示する内容は個々の工事によって異なるため排水に関しては不確定要素が多い。予想外の出水量又は悪水が湧出した場合に、設計変更の協議の対象となるよう配慮
	4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等	① 家屋調査等については、家屋調査数、家屋面積、調査内容及び報告書の作成方法等について明示 ② 特に家屋数、家屋面積は設計変更を行うために不可欠であり必ず明示 ③ 調査方法等の具体的内容について記載しない場合は、監督員と協議する旨明示
安全対策 関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間	① 指定する内容が具体的に把握できるよう交通誘導員の人数、視線誘導標の個数及び各々の配置期間等明示。その場合、必要に応じ図面により配置を指定 ② 実施に当たって不都合が生じた場合、現地の状況、関係機関との協議により数量の増減、処理方法の変更が生じた場合等においては、監督員と協議を行う旨明示
	2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容	① 制限の内容を具体的に明示
	3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容	① 防護施設の内容を具体的に明示。また、施設の内容が発注段階で決まっていない場合は、監督員と協議する旨明示
	4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容	① 制限の内容を具体的に明示 ② 施工中に近隣への影響が生じた場合に速やかに的確な対応ができるよう、異常が発生した場合の監督員への報告及び対応策の協議が必要である旨明示
	5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容	① 対策の内容を具体的に明示
工事用道路 関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容	① 運搬経路の指定を行う場合は、図面での表示又は路線名を列挙する等、経路が明確になるよう明示 ② 工事用車両の通行が認められない地域がある場合は、その範囲が明確になるよう明示 ③ 事前調査において不確定部分があり、発注後に

		<p>対応する必要がある場合は、その旨明示</p> <p>④ 補修、散水等について、材料、数量等を指定する場合は、具体的に明示</p>
	<p>2. 仮道路を設置する場合</p> <p>(1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間</p> <p>(2) 仮道路の工事終了後の処置(存置又は撤去)</p> <p>(3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容</p>	<p>① 仮道路については、発注者の必要とする最小限の条件のみ明示し、他の条件は任意とする</p> <p>② 借地により仮道路を設ける場合は、借地料の負担有無を明確にするとともに、砂利の飛散防止</p> <p>③ 補修材の要否及び量について当初発注の段階で指定できない場合は、監督員と協議する旨明示等の借地条件が付されている場合は、その内容を明示</p>
仮設備関係	<p>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</p>	<p>① 工事完了後も存置させることを指定する場合は、工事完了後の損料、撤去費の負担等の条件を明示</p> <p>② 発注当初において定まっていない場合は、別途協議する旨明示</p>
	<p>2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法</p>	<p>① 仮設備の構造を指定する場合は、図面等を明示</p> <p>② 仮設備について、災害又は予測できない事故、事態等が発生した場合に損害の補償について協議の対象となるよう配慮</p>
	<p>3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</p>	<p>① 仮設備について、災害又は予測できない事故事態等が発生した場合に損害の補償について協議の対象となるよう配慮</p>
建設副産物関係	<p>1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件</p>	<p>① 処分場において、受入れ可能な土の種類等詳細な条件が付されている場合は、その内容を明示</p>
	<p>2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容</p>	<p>① 再生処理について公共事業が先導的役割を果たすため、発注者が明示する処理については、可能な限り再生処理とすることが重要</p>
	<p>3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。</p> <p>なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件</p>	<p>① 処理場において、受入れ時間等の条件を付されている場合には、その内容を明示</p> <p>② 明示した処理場において処理費用が必要である場合には、発注者の積算に処理費用を含んでいるか否かを明示</p>
工事支障物件等	<p>1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物件が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移</p>	<p>① 支障物件の種類、管理者、位置、管理者との協議の状況、移設する場合の時期、防護等の必要性等の必要事項。特に管理者の立会いが必要となる場</p>

	設時期、工事方法、防護等	合は、管理者の都合で工程に影響がでる場合があるので、その可否を明示 ② 現場内工事等多数の企業者による占用物件がある場合に、落ちがないよう十分留意
	2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等	① 占用工事の工事主体、工期、当該工事との位置関係を明示。特に受注者が占用企業者との協議を行う必要がある場合はその旨明示 ② 占用工事が予定通り終了しないことにより、当該工事の工程に影響が生ずる場合に、設計変更の協議の対象となるよう配慮
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等	① 土中において行われる工事であるため不確定要素が多く、実施状況に応じて注入量等の変更が的確にできるよう配慮。通達等に記載された諸事項について落ちがないよう詳細に明示
	2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容	① 水質調査等の具体的内容を明示
その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等	① 工事用地不足のため、仮置き場所が工事現場から離れている場合は、特に場所について詳細に明示
	2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等	① 監督員による品質検査等引渡しに当たっての条件がある場合は、その内容を明示
	3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡し場所、引渡し期間等	① 貸与にあたり、無償・有償の別、遵守すべき取扱い要領、保険への加入等条件がある場合は、その内容を明示
	4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容	
	5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件	
	6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容	① 電力の使用にあたり、電力設備の使用規定等遵守すべき条件がある場合はその内容を明示
	7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容	
	8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期	
	9. 給水の必要がある場合は、取水箇所・方法等	① 給水の使用にあたり、給水設備の使用規定等遵守すべき条件がある場合は、その内容を明示

## 【参考】 ワンデーレスポンスの実施

ワンデーレスポンスは、「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的でスピーディなものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するために必要であり、積極的に実施します。

### 【実施内容】

- ・ 監督員は、原則として「その日のうちに」に受注者に回答するものとします。
- ・ 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ「回答予定」の予告を「その日のうちに」行うものとします。
- ・ 予告した「回答予定」に回答できない場合は、明らかになった時点で速やかに新たな「回答予定」を受注者に連絡するものとします。

